

子どもシェルターおきなわ NEWS LETTER vol. 6



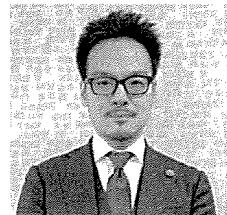
2021.06.25 発行

the best interests of the child.
子どもが、子どもとして生きることのできる場所

ご挨拶

コロナ禍での子どもシェルターおきなわ5周年

NPO 法人子どもシェルターおきなわ理事長 横江 崇



こんな大変な世の中になるなんて、誰が想像できたでしょうか。

新型コロナウイルスの感染拡大。それに伴う様々な社会、経済、文化活動の停滞と変容。この1年間で世の中は激変し、当たり前の日常生活が当たり前でなくなり、多くの制約や制限を強いられることになりました。そして、ワクチン接種が進められてはいるものの、未だ先行きの見通しが立っておらず、見えないウイルスとの闘いは続いている。

私たちの子どもシェルターでも、手洗い、消毒、検温を徹底するなど新型コロナウイルス感染症対策を行ってきました。おかげさまで、今のところ、スタッフ、入所者に陽性者は出ていないのですが、シェルターにウイルスが持ち込まれないかという不安や懸念を絶えず抱えています。

外出自粛要請が強まり、外での様々な居場所が制限されました。しかし、外に出るなと言われても、家にいるのも辛い子どもたちがいます。帰りたくても帰れる安全な家庭を持たない子どもたちがいます。家出を繰り返しながら、夜の街を彷徨いながら、なんとか生きている子どもたちがいるのです。Stay Home の要求が、家が安心できる場所でない子どもに対してどれだけ苦痛を与えることになるかについても思いを巡らせなければなりません。

コロナ禍において、DVや自殺者は増加しています。児童虐待が増加しているという明確なデータはないものの、家庭におけるストレスの高まりと共に、児童虐待のリスクも高まっているといえます。

このようなコロナ禍の中、私たちの子どもシェルターは6年目を迎えました。

5年間で延べ75名の子どもたちを受入れ、支援を行いました。子どもシェルターに入所しない子どもを支援したケースも多数あります。5年間で培った経験やネットワークを今後の活動に繋げ、コロナ禍において益々必要性を増している子どもの安心、安全な居場所のために、今後も頑張っていきたいと思います。

今後とも皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いします。

「月桃」活動報告、最初の1か月の壁（活動報告雑感）

横井 理人（理事）

平成28年4月に「月桃」を立ち上げてから、早くも5年が経ちました。令和2年度はコロナ禍という深刻な社会問題がありましたが、月桃では感染症対策に留意しつつコロナ禍においても従前と同様に子ども1人1人に寄り添って居場所支援を続けてきました。その結果、令和2年度は合計14人の子どもが月桃を利用しており、ほぼ例年通りの利用状況となりました。

理事やコタンとして5年間活動してきた中で、シェルターから退所する際の進路に自立（一人暮らし）を選ぼうとする子どもの前には、いつも大きな壁が立ちふさがっていることを痛感するようになりました。それが「最初の1か月」の壁です。

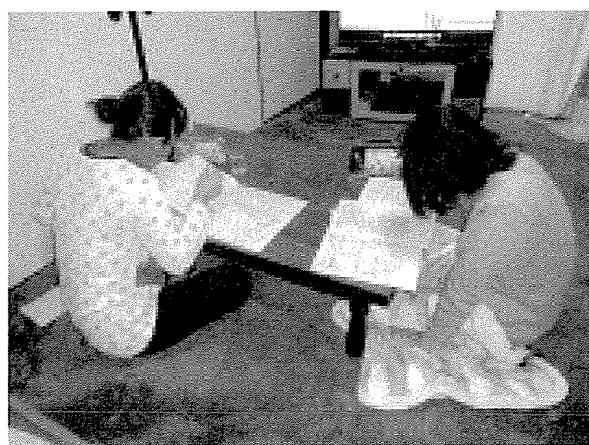
自立の道を選ぶ子どもに限りませんが、そもそも保護者の協力が得られないというケースは少なくありません。そのような場合、そもそも住む部屋をみつけることが出来ません。これは大家さんからしてみれば当たり前の話で、保護者の同意もなく、保証人のあてもなく、それでも未成年者と契約するというリスクを取る大家さんは、なかなかいません。

仮に部屋がみつかったとしても、今度は敷金礼金等の入居費用の問題があります。子どもが退所

時にまとまったお金を持っているケースなどほどんどなく、入居費用を準備できません。また、仮に敷金礼金等が必要ない物件をみつけることができても、新たな生活をスタートするためには、最低限の家財道具もそろえなければなりません。幸いSNSで寄付を募ると多くの方が支援に手を挙げてくださいますが、それでも全ての家財道具が揃うとは限りません。

そして最後に、生活費の問題です。上記のような経済的な困難をクリアすることができても、一文無しでは生活ができません。アルバイト代が入ってくるのは、当然のことながら1か月先の給料日です。シェルターとしても、持たせることができる食料等はなるべく持たせて送り出しますが、それでも交通費や水道光熱費等、日々の生活には様々な場面で現金が必要となります。

ここで、「だったらひとまず生活保護を利用すれば良いのでは？」と思われた方がいるかもしれません。たしかに、制度の立て付け上はそのような理解になるはずです。しかし、保護費は申請してもすぐには支給してもらえない。多くの場合、審査等で1か月ほどの時間がかかります。シェルターにいる間に申請だけを済ませておいて、退所と同時に受給するという方法も認めてくれません。役所の担当者はあくまで退所した後の居住先から申請するという運用を堅持したがるため、融通がききません。「住所がないのでダメ」「親に扶養してもらえばいいのでダメ」「働けるのでダメ」等のいわゆる水際作戦も乗り越えなければなりません。シェルターを退所後しばらくして、「学校を卒業して就職したので引っ越しをしたところ、生活保護が打ち切られてしまった。最初の給料が入るまでの1か月半、どうやって生活したらいいでしょうか」という相談を受けたこともあります。社協の緊急小口貸付金制度も、当初は親権者の同



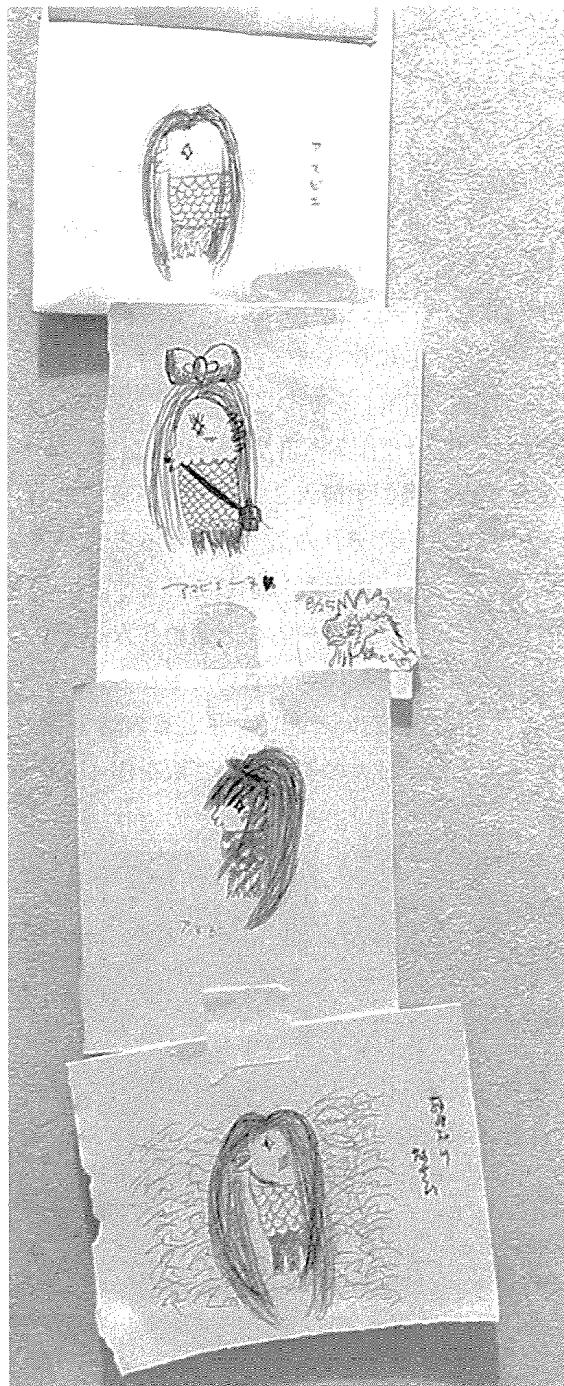
勉強の様子

意を要求する運用だった（令和2年6月16日の通達により児童養護施設退所者についてはこの同意取得の要件について柔軟に対応してもらえることとされました）ことからシェルターの子どもは事実上利用することができず、そもそも「貸付」という点でも使い勝手が悪い制度です。

住む場所や生活費の問題がクリアできても、未成年者であるため銀行口座を1人で開設することができなかったり、携帯電話を契約できなかったりもします。このようなケースでは就職活動が難航します。給与の振込先口座もなく、今時携帯電話も持っていないようでは、なかなか勤め先をみつけることができません。

これらの何重にも立ちはだかる「最初の1か月」の壁に阻まれ、泣く泣く本来望んでいない帰住先を選択せざるを得なかった子どもも、残念ながら何人か見てきました（それでも本人は何とか前向きな気持ちで退所していきましたが）。コタンとして大変忸怩たる想いでしたが、無責任に見切り発車で自立をさせるわけにもいきません。特に生活費の問題は本当に切実です。運用の名のもとに、生活に困窮している人を1か月待たせ、引っ越しや就職を理由に自立の直前に杓子定規に支援を打ち切っておいて、一体なにがセーフティネットだというのでしょうか。大変憤りを感じます。打ち切りのケースなどは行政訴訟を起こせば勝訴の見込みも十分あったのでしょうが、自立を目指す子どもにとっては目の前の生活のための現金が必要なのであって、法的措置という手段には意味がありません。2月の全国シェルターネット会議の全体会において、厚労省から自立支援資金貸付制度を検討していると報告がありました。大変期待している一方で、あくまで貸付であることが気になっています。償還の在り方によっては社協の貸付と同じく制度の利用を躊躇するケースも出てきてしまい、使い勝手の悪い制度になってしまふ危険もあります。

心ある大家さんや、勤務先、自立支援の団体といった縁に恵まれて、何とか運よく自立にこぎ着けることができたケースも多数あります。ただ、そのように運に左右されてしまうというのは、やはり違うと思うのです。制度や運用で解決できる問題については、改善に向けてしっかりと声をあげていきたいと思います。



子どもたちと描いた「アマビエ」

シェルターを出た先に見えるもの

黒岩 直美（子どもシェルター月桃スタッフ）

月桃のスタッフとして子どもたちと関わるようになり3年目。自身の子育て経験が全て男の子だったこともあり働き始めの頃、思春期の女の子へどう接していくのか迷ったのを思い出します。それも沢山の子どもたちとの出逢いの中でいつのまにか、「全部そのままを受け止める」という感覚で日々暮らすようにお仕事をさせて頂くようになりました。月桃での生活は「朝起きて、三度の食事とお風呂、定められた大きな日課は特になく夜になつたら寝る」という、なんとも「普通、日常」と表現できそうなものですが「外出できない・携帯触れない」という生活は、子どもたちにとっては「非日常」になります。

外からの「刺激」を断つことで子どもたちは自分自身と向き合う作業へ自然と向かうことになり、シェルターで過ごす最大2ヶ月という時間の中で子どもたちはそれぞれの気づきを得ることができているのではないかと私は感じています。

月桃のスタッフはホーム長を含め5人。個性豊かなスタッフが月桃に辿り着いた子どもたちに「安心」を提供したいと思い、子どもの話を聴き、生活環境を整え日々の美味しいご飯を作っています。



母子入所の様子

昨年スタッフの心に強く残った出逢いがありましたので紹介したいと思います。シェルターではおおむね15歳から20歳までの女の子が入所対象になっていますが、「未成年の母と乳児」の入所相談があり一度は受け入れできないとしたものの、母子の受け入れ先が見つからず再相談が入ったケースでした。乳児に接した経験が無いスタッフも受け入れに不安を感じており、スタッフ会議を重ね受け入れることが決まりました。

母親の入所から1週間遅れで乳児園にいた子（生後2ヶ月）が入所、母子統合の第一歩。子の世話は基本母が行いスタッフは母が育児をスムーズに出来るよう環境調整と母親から求められた時だけ手助けをするという方針で支援を実施。母は子どもの世話は自分の仕事だと自覚してスタッフ任せにすることもなく、声かけも格段に上手になっていきました。子どもをあやすように歌を唄っている場面ではとても感動したのを思い出します。乳児の遊具やバウンサー等の提供協力を理事のマーリングリストを通じてながしたところ、ありがたいことに沢山のご協力を得ることができました。また、協力団体の支援を得て百日写真を撮影する際には母も振袖を着て一緒に写真撮影が

でき、親子共にとても素敵な笑顔を見せてくれました。子どもが泣き止まず途方に困る経験もありましたが、スタッフとの対話を繰り返す中でどんどん母子共に成長していくのがとても頼もしく思えました。

笑顔で母子が退所して数か月が経ちましたが二人が笑顔でいることを願ってやみません。今日新聞を通じて若年妊娠への宿泊型支援が県内に開設されたとのニュースがありました。どうぞ笑顔の女性と子どもたちが増えますように。

子どもシェルター全国ネットワークオンライン会議

横井 理人（理事）

2021（令和3）年2月27日、子どもシェルター全国ネットワーク会議がオンラインで開催されました。子どもシェルター全国ネットワーク会議とは、全国の子どもシェルターを運営する団体や、子どもシェルターの開設を目指す団体ないし個人により構成されており、毎年秋ごろに開催されてきました。初日は全体会、分科会と懇親会、2日目は分科会の内容報告や2日間の議論を踏まえての質疑応答が行われ、これを通じて各団体の活動の情報交換、運営にあたっての悩みの共有、問題意識の発見・検討、その他様々な点について意見交換をしています。会議終了後には、希望者には開催地の施設の見学も行われています。非常に勉強になる会議で、当法人も、シェルター開設を目指す団体であったころから理事長以下数名を毎年派遣してきました。

ところが、コロナ禍の影響で、この全国ネットワーク会議も秋の開催が延期となり、延期後の開催方法もオンラインでの開催という形になってしましました。全国の仲間と一緒に会することが出来なかったことは大変残念ではありました。難しい状況の中でオンライン開催の幹事団体に立候補してくださった「NPO法人子どもセンターぬっく」さん（大阪でシェルターや自立援助ホームを展開しています）のご尽力のおかげで、そのまま中止にならず、何とか今年度も開催となりました。オンライン開催になった関係で、今回は全体会と分科会を半日で消化するというタイトな日程でした。そのため、例年よりも会議の進行がコンパクトだった印象です。短い時間ではありましたが、全体会での厚労省報告、運営部会・スタッフ部会に分かれての分科会で、最新情報や各団体の最近の取り組み、問題意識等について、情報共有や意見交換を行うことができました。

今回、僕が個人的に興味深かったのはアフターケア事業です。シェルターはあくまで緊急避難先であ

り、長期間の滞在は予定されていませんが、すぐに退所先がみつかるとは限らず、ケースによっては当初の想定以上に滞在が長期化してしまうケースも珍しくありません。また、退所先がみつかったものの、本人の特性だったり社会的資源の乏しさ等から、生活が安定するまでの一定期間、様子をみた方がよいというケースもあります。そのようなケースに対応するため、全国にはシェルターだけでなく自立援助ホームを運営している団体や、ボランティアスタッフを活用してコタンと協力して退所後も見守りを継続するといった事業を展開する団体があります。当法人でも、アフターケアについては何度も運営会議でその必要性について話が出ているところですが、運営面での困難さから実現には至っていません。今回の会議で全国の様々な取り組みを学ぶことができたので、今後の沖縄での活動にも活かしていきたいと思います。



衣類整理のお手伝い

コタン（子ども担当弁護士）を通じて今感じること

古謝 千尋（子ども担当弁護士）

私がコタンを経験させて頂いたのは、全部で3件と多くありません。

ですが、その全てで貴重な（たまには壮絶な）体験をさせて頂き、かけがえのない思い出となっています。私が担当した子どもたちは、親が養育を放棄した子、子どもが実の父親に虐待されていたものの、母親が子どもではなく夫の味方になってしまっていた等、シェルター退所後に親元に返すことができない事例ばかりでした。そのような子ども達との関わりを通じて、感じていることをお話しさせて頂きたいと思います。

私達コタンは、シェルターに入所してすぐ、シェルターの理事から、担当して欲しいとの依頼を受け、突然子どもと関わることになります。そこではまず悩むのが、子どもとの信頼関係の築き方、です。

シェルターに入所してくる子供達は、理由は虐待であったり、ネグレクトであったりと様々ですが、今まで暮らしていた家庭から「突然引き離されなければならないほどの理由」を抱えています。子ども自身も新しい環境に連れてこられて、緊張している状況で、急にまた親と同じ大人が何人も出てきて、「あなたの味方になるよ。」と言われたところで、信用できるはずがない、と思うからです。

実際に、私が担当した子供たちは、皆、初対面では表情がこわばり、とても緊張して、恐怖を感じているような目をしていました。そのような表情を見る度、適切な愛情を与えられてこなかったのかもしれない、大人を信じられないのだろうな、と感じずにはいられません。

そのような子供たちとの対話で一番心がけていることは、「とにかく聞く」ことです。どんな些細なことでも、ただただ、「うんうん。」と言って話を聞いていると、最初は堅かった表情が、不思議と次第に柔らかくなっています。一通り話を聞いた後、子供達に、「私がこれから、あなたの

コタンとして色々活動したいんだけど、いい？」と聞くと、当たり前かもしれません、了承してくれるで、その瞬間、まずは受け入れてもらえたのかな、と、ホッとして嬉しくなります。

次に感じるのは、子ども達にはしっかりととした意思がある、ということです。

コタンの活動では、これまでの家庭環境や生活状況を聞いたり、シェルターを出後の居場所を、シェルタースタッフや、児童相談所の担当者も一緒に検討していきます。

その過程で、子ども達には、自分の言葉で、思っていることを正直になんでも語って欲しいと思って話を聞きます。ですが、最初は、自分が親から受けた発言や言動をこの人に話したらどう反応するだろうか、と、こちらの顔色をうかがいながら、話の内容を取捨選択しているように感じたり、子どもの希望を聞いても、うまく答えられなかったり、言葉を選んでいるような様子や、時には、その場しのぎで大人の話に迎合するような回答だな、と感じることも多々あります。

しかし、何度か会って話を聞いていくうちに、「親は間違っていると思った。自分はこう感じた。」「自分はああしたい。こうしたい。」という意思をしっかり伝えてくるようになります。このような子どもは、きっと家庭では、自分の意思を訴えても、助けを求めて手を差し伸べても、全く受け止められず、その手を振り払われてきたのかもしれない、と思わざるにはいられません。

子どもの意見を聞いてすらもらえない、あるいは、勝手に自分の人生を決められる、という経験を、コタンである私が、子どもに絶対に経験させてはいけない、と痛感させられます。

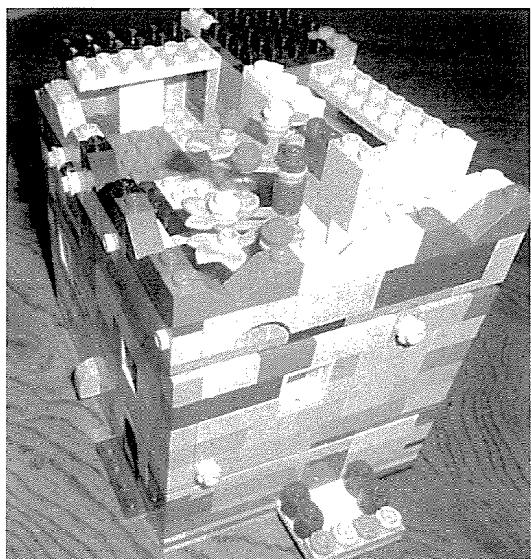
他方で、これは私自身の未熟さゆえの反省ですが、子どもの意見を尊重して話を聞く、ことを徹底したこと、子どもとの距離感に悩んだこともあります。表面上の聞く、は子ども達には伝わると思って必死になって聞いていると、今度は逆

に、コタンである私に親代わりを求めてしまった、という経験です。

ある事例で、シェルターを出て、一人暮らしを始めたものの、大量服薬をして救急車で運ばれ、病院から元コタンであった私が何度も呼びだされる、といったことがありました。子ども自身が、連絡先として私を指定するので、行かないわけにはいきません。夜10時11時くらいから病院に行って夜中まで子どもから話を聞いたり・・・メールで自傷行為の写真を送ってきたり・・・とにかく困ったことがあれば連絡をしてきて、「ああして。こうして。」と、実に様々な頼まれごとをされました（もちろん、出来ないことはできない、と説明するのですが。）。

これまで愛情を受けてこなかったからでしょうが、聞いてもらえた！という経験が、「どんなことでも聞いてくれる。この人になら何しても大丈夫。」と思ったのかもしれませんし、もしかしたら、裏切り続けられてきたがゆえ、この大人はこんな行動をとったらどうするかな、それでも聞いてくれるのかな、と、試し行動をしているのかもしれません。

いずれにせよ、少し冷たい言い方かもしれないが、私達コタンが、この子の親代わりにはなれませんし、シェルター退所して後も、入所中と同じような関わり方を続けることもなかなか難しく



レゴ作品

なります。急にコタンとの関わりが薄くなったタイミングで、やっぱり大人は信頼できなかった、と不信感を与え、子どもの傷を深くすることにもなりかねません。

親元に返せない子ども達と、信頼関係を築きつつも適切な距離を保つ、このバランスのとり方は、とても難しいことの一つではないか、と個人的に感じています。

最後に、子ども自身の戦いは、シェルター退所後に始まる、ということです。

シェルターにいる間のわずか数か月間で、子どもがこれまで数年あるいは10年以上にも渡って抱えてきた問題・悩み・苦しみを、取り除いくこと等できるはずもありません。子どもは、退所後は自分の足で歩んでいかないといけません。

退所後子どもから連絡が来るたび、前向きに頑張っていることに嬉しくなる場合もあれば、その子が現在抱えている苦しみが、シェルター入所中とあまり変わらず、コタンとしての活動で、この子の力になれたことはあったのだろうか、と無力感のようなものを感じることも多々ありました。

このように、コタンとして関わる中で、私自身が色々な悩みにぶち当たることも多かったです。子どもの純粋な気持ちや行動に心を打たれたり、反対に子どもから学ばされることも多いと感じます。子どもが困ったときに、連絡をくれることもやはり嬉しいですし、わずか数か月間でも自分と真剣に向き合ってくれた大人がいた、という経験が、悩んだり壁にぶち当たったりした時に、心の支えのようなものになれたらしいな、と感じています。

そして、私自身は、コタンとして、シェルター退所後も、子どもの自立やチャレンジを応援できる存在であれたらと思っています。

最後に、私達コタンの活動は、シェルタースタッフや理事の方々によって支えられている部分が、とても大きいです。子どもシェルターは、とにかく素晴らしい場所ですので、今後も行き場のない子ども達の避難場所として、ずっと継続してほしいと願っています。

会員・寄付・助成のご報告・・・ありがとうございます。

◎ 正会員

屋良ふきこ

◎ 助成・寄付（団体のみ 敬称略 順不同）

コストコホールセールジャパン株式会社
社会福祉法人沖縄県共同募金会
株式会社 L I F U L L
公益社団法人日本フィランソロピー協会
株式会社タイムス住宅新聞社
公益社団法人インテリア産業協会沖縄支部
沖縄子育て良品株式会社
恒産管財株式会社
ハウス食品株式会社
株式会社大川

九州納豆組合
若草プロジェクト
株式会社 ファーストリテイリング
社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団
クレア・ファーテ
オリオンビール株式会社
弁護士法人サイオン法律事務所
合同会社リアン Lien
有限会社大宮工機

支援のお願い

子どもシェルターにおける子どもたちの生活や運営のための経費は、公的援助だけでなく、皆様のご支援で支えられています。ぜひとも「支援の輪」につながっていただき、私たちの活動を支えてください。

①会員になる（年会費）

正会員 個人 5,000円
団体 10,000円
賛助会員 個人 2,000円（1口）
団体 10,000円（1口）

②寄付をする

口座名義人「NPO法人子どもシェルターおきなわ」
沖縄銀行 二中前出張所 普通 口座番号 1442426
琉球銀行 楊川支店 普通 口座番号 344192
沖縄海邦銀行 松尾支店 普通 口座番号 0890107



NPO 法人
子どもシェルターおきなわ
TEL. 098-836-6363
(平日 9時~18時)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目10番3号
泉崎つねビル 303号 美ら島法律事務所内
Tel. 098-836-6363
Fax. 098-836-6364
Mail : kodomo@shelter.okinawa

理事長 横江 崇 (弁護士)
副理事長 松本 啓太 (弁護士)
理事 仲渡 尚史 (みらいファンド沖縄)
饒波 正博 (医師)
野原 雅彦 (税理士)
嘉陽 真美 (産婦人科医師)
糸数 未希 (にじのはしふァンド代表)
秋吉 晴子 (しんぐるまさあづ・ふぉーらむ沖縄代表)
川津 知大 (弁護士)
末松 実紗 (弁護士)
西村 オリエ (弁護士)
横井 理人 (弁護士)
我妻 潤 (弁護士)
監事 畑 知成 (弁護士)



Facebook



ホームページ